

[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 9 月 1 日 至 令和 4 年 8 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人樺山医院

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 埼玉県桶川市下日出谷西一丁目 32 番地 15

(3) 設立認可年月日 平成 11 年 3 月 25 日

(4) 設立登記年月日 平成 11 年 4 月 8 日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	かばやま眼科医院	埼玉県桶川市下日出谷西一丁目 32 番地 15	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 10 月 25 日 令和 2 年度決算の決定

令和 4 年 6 月 17 日 本社団解散、解散認可申請、清算人選任及び残余財産処分案の決定

様式3-2

法人名 医療法人 樽山医院
 所在地 埼玉県桶川市下日出谷西一丁目32番地15

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和4年8月31日現在) /

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	16,894	I 流動負債	23,403
II 固定資産	16,153	II 固定負債	0
1 有形固定資産	11,940	負債合計	23,403
2 無形固定資産	236	純資産の部	
3 その他の資産	3,976	科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	
		III 利益剰余金	-356
		純資産合計	9,644
資産合計	33,047	負債・純資産合計	33,047

1029

様式4-2

法人名 医療法人 権山医院
 所在地 埼玉県桶川市下日出谷西一丁目32番地15

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書 /
 (自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	60,770
2 事業費用	83,205
事業損失	22,435
II 事業外収益	208
III 事業外費用	
経常損失	22,227
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	22,227
法人税等	70
当期純損失	22,297

様式 2

法人名 医療法人 樺山医院
 所在地 埼玉県桶川市下日出谷西一丁目32番地15

※医療法人整理番号 □□□□

財 産 目 錄
 (令和 4 年 8 月 31 日現在)

1. 資 産	額	33,047 千円
2. 負 債	額	23,403 千円
3. 純 資 産	額	9,644 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	16,894
B 固定資産	16,153
C 資産合計 (A+B)	33,047
D 負債合計	23,403
E 純資産 (C-D)	9,644

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 横山医院
 所在地 埼玉県桶川市下目出谷西一丁目32番地15

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 権山医院

理事長 権山 力 殿

私は、医療法人権山医院の令和 3 年会計年度（令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 10 月 26 日

医療法人 権山医院

監事 芳賀 智典 (印)